

平成14年度包括外部監査（合特法関係）についての岡山市の見解

問題点の指摘 ①

『環境整備協会に対する代替業務の提供は不必要ではなかったか』

【詳細説明】

将来、下水道整備によってし尿処理業者に著しい影響が生じる場合に備えて、岡山市は市内9つのし尿処理業者全てが加入する環境整備協会に対して代替業務を提供し（昭和54年から平成10年、計39億円余り。）、環境整備協会は利益を内部に留保（プール）している。しかし、これまでのところ留保利益の分配は行われていないことからすると、環境整備協会に対する代替業務の提供は不必要ではなかったか、という疑問がある。

《改善意見》

『岡山市は、今後の代替業務の提供をするについては、環境整備協会がその利益をし尿処理業者にどのように分配するかを見定める必要があるのではないか』

<岡山市の見解>

【経緯の説明】

- ・岡山市は、昭和54年度から平成10年度まで、市内のし尿処理業者9社全体が加入している協同組合岡山市環境整備協会に対して、代替業務を委託してきました。
- ・業務委託の目的は、委託業務の利益相当額を協会内に留保させ、将来し尿収集量が落ち込んだとき、市内9つのし尿処理業者の受け持ちエリアを再編し仕事を分け合う、いわゆる「区域調整」を行い、その「区域調整」によって業務量を減少させることになる業者に金銭補償をするための「原資」とする点にありました。
- ・「区域調整」は、市内のし尿処理業者9社全体がいわば運命共同体として、下水道普及による影響の緩和を図ろうとするものであり、これを支援することは合特法の目的にかなうものであると考えられます。
- ・このような趣旨で環境整備協会に業務委託を行ってきましたが、「区域調整」は困難となりました（平成8年）。
- ・これを受けて岡山市は、環境整備協会に対する代替業務について、平成10年度からは一部を個別業者に振り替え、平成11年度からは全部を個別業者に振り替えました。

《対処の方針》

協会内の留保利益は、「区域調整」の原資にするという目的を達成することはできなくなりましたが、今後、内部利益は下水道普及により影響を受けている個別のし尿業者の転業支援の原資に振り替えて算入するべきである、と考えています。もっとも、内部利益を具体的に、いつ、どのような形で分配するかについては、事業協同組合である環境整備協会の自主的意思決定に委ねるのが適当であり、市が関与するのは困難であると考えています。

問題点の指摘 ②

『代替業務の提供が、し尿処理業者間で不平等になっていないか』

【詳細説明】

平成11年度から、環境整備協会に対して提供してきた代替業務を、個別のし尿処理業者に振り分けた。しかし、どのような影響があった場合に、どの程度の業務を提供するかについて、明確な基準がないことから、業務提供量が業者間で不公平になっている疑いがある。

《改善意見》

『合理化措置法に基づいて、今後の見通しや業務提供の基準を定めた合理化計画を作成し、その上で合理化事業を実施すべきである』

<岡山市の見解>

【経緯の説明】

- ・代替業務の提供基準につきましては、合特法が「著しい影響があること」を合理化事業実施の要件と定めていますので、「業務量（し尿収集量）の減少が著しいかどうか」を判断基準としております。そして、「業務量の減少が著しいかどうか」の判断の目安としては、「収集車両の減車の必要性が生じる程度に業務量が減少しているかどうか」を考えています。
- ・「収集車両の減車の必要性が生じる程度の業務量の減少」については、「業者の年間し尿収集量が、昭和56年度年間収集量と比較して2,327キロリットル減少するごとに収集車両1台分の業務量が減少する」と考えております。その根拠は、昭和55年7月に区域調整が実施されて各業者のし尿収集量と許可車両台数のバランスがとられたことから、翌年度（昭和56年度）の業者全体の年間収集量116,308キロリットルを業者全体の許可車両台数50台で割った数値（2,327キロリットル）を、1台あたりの適正収集量と考えたことにあります。
- ・このような基準に照らし合わせ、岡北産業、八晃産業、イオス及び衛生センターに対しては、収集車両の減車の必要性が生じる程度に業務量が減少しているので、「業務量の減少が著しい」場合に該当すると考え、個別に代替業務を提供してまいりました。
- ・他方、その他の業者については、下水道接続世帯数だけでみると西大寺清掃事業所のように岡北産業と同程度のものもありますが、人口の増加による新たな収集需要がありますので、業務量（し尿収集量）でみると、収集車両の減車の必要性が生じる程度にまで減少しているとは認められないことから、「業務量の減少が著しい」場合には該当しません。したがって、業務提供は行っておりません。
- ・このように、業者間で不平等になっているとは考えておりません。
- ・しかし、市民の皆さまに対して合理化事業について十分に説明責任を果たしていくためには、明確な基準を定めた上で合理化事業を実施していくことが望ましいと考えています。

《対処の方針》

今後、合理化事業計画を策定し、1台あたりの業務量の確定等、明確な基準をつくる必要があるものと認識しております。その際、下水道整備計画を踏まえつつ、し尿処理業者に対する影響を的確に見通しながら、適正な収集体制を確保していくことといたします。

問題点の指摘 ③

『岡山市は、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしえないのではないか』

指摘した問題点を何の反省もなく四半世紀の間続けられてきた現実を考えると、岡山市が、代替業務行政につき、合理化措置法の趣旨を正しく生かした行政をなしうるとは思えない。

《改善意見》

『審議会を設置して、今後の代替業務提供について審議すべき』

<岡山市の見解>

審議会の設置等をした上でご意見を賜りながら、合理化事業計画を策定してまいりたいと考えております。